

令和7年7月10日

令和7年4月からの天候不良等被害対策資金 『山形県農林漁業天災対策資金』の取扱開始について

令和7年4月からの天候不良等により、農作物に被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

鶴岡信用金庫（理事長 佐藤 祐司）は、令和7年4月からの天候不良等により、農作物に大きな被害が生じた農業者に対して「山形県農林漁業天災対策資金」の取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせいたします。

本商品は、令和7年4月からの天候不良等により、さくらんぼ等の減収被害を受けた農業者に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金を融資することで農業者の生産活動の維持を図ることを目的に山形県で制定した商品であります。

記

1. 商品名

「山形県農林漁業天災対策資金」

2. 取扱開始日

令和7年7月10日～令和8年3月31日

3. 商品概要

項目	内容
1. 商品名	山形県農林漁業天災対策資金
2. 融資対象者	○ 被害農業者 農業を主な業務とする者(年間総所得の5割以上を農業所得が占める者) で、市町村長の被害認定を受けた者 (被害認定の基準：農作物等の減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が 平年農業等総収入の10%以上)
3. 資金使途	種苗、肥料、薬剤等購入費等の運転資金
4. 融資金額	○ 果樹栽培者（果樹収入が5割以上） 500万円（法人2, 500万円）又は損失額の55%のいずれか低い額 ○ 一般農業者（果樹収入が5割未満） 200万円（法人2, 000万円）又は損失額の45%のいずれか低い額

5. 融資期間	被害程度により3年～6年以内（据置期間なし）
6. 貸付形式	証書貸付
7. 返済方法	毎月元金均等返済
8. 融資利率	無利子（県・市町村による利子補給後の貸付利率）
9. 融資枠	山形県の融資枠は1.5億円
10. その他	ご融資のお申込に際しては当金庫所定の審査がございます 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください

■本件に関するお問い合わせ先・ご照会先

鶴岡信用金庫融資部 担当：上林

TEL：0235-22-2598

以 上

つなぐ力で100年幸せな街づくり

鶴岡信用金庫 総合企画部 広報課 <https://www.tsuruoka-sk.jp/>

〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号 TEL 0235-22-0059